

平成26年第2回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成26年6月6日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
総務課	長	高野光司君
企画財政課	長	秋山幸男君
税務課	長	石井博美君
住民課	長	井原有一君
福祉課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環境対策課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経済課	長	矢口功君
都市建設課	長	鬼澤俊一君
会計課	長	菅田哲夫君
教育	長	伊藤孝生君
学校教育課	長	海老原貞夫君
生涯学習課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局 局長 酒井賢治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成26年6月6日（金曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番通告者、1番石山肖子議員。

〔1番石山肖子君登壇〕

○1番（石山肖子君） 7番通告、1番石山肖子でございます。通告の順番に従いまして質問いたします。大きく二つの項目について質問させていただきます。

1番、「子ども読書活動推進」の取り組みについて。

情報化が加速する社会におきましては、メディアが子どもの生活に大きな変化をもたらしております。この変化に対応していかなければならない子どもたちにとって、テレビ、ゲームなどへの興味、関心は高く、読書習慣を持たない子どもが多くいる状況は変わっていないと言えるのではないのでしょうか。

全国学校図書館協議会が行った第58回学校読書調査によりますと、平成24年5月1カ月間の平均読書冊数は、小学生は10.5冊、中学生は4.2冊、高校生は1.6冊となっております。

て、前年度調査に比べまして、小学生、中学生は増加、高校生は減少している状況となっております。

また、この調査での5月1カ月間に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%となっております。小学生は読まない子は減ってはおりますが、中学生、高校生は読まない子がふえているという現状でございます。

読書による客観的な情報を子どもたちが得て、そして、みずから課題を見つけ、問いを立て考え、そして判断するということは、生きていくための力を養うために大切な作業だと思います。さらに読書を通じて多くの優れた文章に触れることは、語彙をふやし、文章表現力も向上させると思います。

さて、読書活動推進のための計画策定状況を申し上げますと、国においては平成14年8月に、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定、概ね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしております。その後、平成20年3月にこの第二次計画が閣議決定、さらに県においては、平成16年3月にいばらき子ども読書活動推進計画が策定されまして、平成22年1月には、国の第一次基本計画が平成20年3月に改定されたことを受けまして、第二次計画が策定されております。

第一次推進計画におきましては、①子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、②家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進、③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及を基本方針として、子どもの読書活動を推進してこられました。

そして、第二次推進計画では、家庭・地域における読書活動推進の課題として、家庭における読書習慣が子どもの生活に根差すよう、親の意識を高める必要がある。次に、読書推進団体は、活動の場及び情報共有の場としての公共図書館や学校とのネットワークを望んでおり、研修の機会の充実に向けて、市町村教育委員会の支援が必要である。そして、民間団体やボランティアの自主的な活動を尊重しながら、ネットワークづくりを図り、相互交流や情報交換の機会の提供を通じて、一層の活性化を図る必要があるなどを挙げています。

質問（1）、利根町は「子ども読書活動推進」にどのような方針で取り組んでいるか、いばらき子ども読書活動推進計画の基本方針にのっとり、利根町ではどのような方針で子ども読書推進に取り組まれておられますか。

○議長（井原正光君） 石山議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

国の子ども読書活動の推進に関する法律及び県のいばらき子ども読書活動推進計画を基本にして、当町における子どもの読書活動を推進しております。

国の子ども読書活動の推進に関する法律では、市町村においても、子どもの読書活動推

進計画を策定するように努めなければならないとされております。当町におきましても、策定に向け努力していきたいと考えております。

具体的な策定に向けての計画の基本方針につきましては、教育長のほうより答弁させます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、石山議員の質問にお答えいたします。

子ども読書活動推進計画の策定につきましては、特に四つの施策を基本方針として策定していきたいと思っております。

まず、一つ目ですが、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備、充実、これを第1に挙げたいと思っております。全ての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるように、子どもたちの発達段階に応じた本と出会うきっかけづくりを行い、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、施設や設備などの読書環境の整備及び充実を図ってまいりたいと思っております。

二つ目としては、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進でございます。子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要であります。それぞれが相互に連携、協力して、子どもが読書に親しむ機会の充実を図りつつ、読書活動を推進するために、必要な体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

三つ目として、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及でございます。家庭、地域、学校、関係機関など子どもを取り巻く大人を含めて、読書活動に対する意識の啓発を進めます。また、子どもの読書活動の意義や効果についての、理解と関心を深めるための取り組みの充実を図るよう努めてまいります。

最後に四つ目です。子どもの読書活動にかかわる人材の育成ということでございます。図書館、学校、保育所などの関係職員の資質向上のために、研修、講座を実施します。また、子ども読書活動にかかわる人材を育成し、地域における読書活動の担い手をふやし、さらなる意識啓発に努めます。

以上、四つの施策を基本方針とする予定であります。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 利根町におきましても、読書推進計画を策定する方向で進んでいるということをお聞きいたしまして、大変期待をしております。

この利根町の読書推進計画策定について、時期、それから、どのような町民の参加、それから、町民への表明をどのようになされるか、大まかで結構ですので、時期的なものをお伺いできればと思います。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 既に読書推進計画の基本的なものは考えてありますので、後は

ボランティアの方々とか学校関係、あと保育所等の意見も聞きながら、子どもたちの読書活動の推進に向けて、できるだけ早く読書活動の計画を進めてまいりたいと思います。

何月にとか、そのことはまだ決めていませんので、できるだけ早くということでもよろしくをお願いします。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） この読書活動推進においては、国の指針、それから、県の指針、これを踏まえて市町村が独自に策定していくことが望ましいということで、利根町におきましても、小さな町ではありますが、教育というのは範囲を超えて共通のものでございますので、教育の中で読書推進が重要であるということ、私も認識しております。ぜひこの策定を順調に進めていただければと思います。

子どもの読書活動推進において、一つ提案がございます。この活動の推進において、その効用という面からの子どもの読書というものの意義を考えますと、読みを深める、情報を受け取る目を養う、この二つがあると思います。

この時代において、情報はさまざまな形態がございますが、例えばインターネット、携帯電話の進歩は目覚ましく、生活により密着してきています。情報はさまざまですから、日々私たちは情報を的確に選び取り、さらには、読むべきほどのことを読み取るすべを手に入れなければならないと思います。情報に流され、つい便利さを選びとってしまい、インターネットで与えられた情報などでよしとして、考えることをやめてしまうということがないような、状況をつくっていかなければならないと思います。

情報を取捨選択、そして自由な考え方のもとで、子どもたちがつなぎ合わせていって、編集をして自分の考えを表現する、この作業を会得するための土壌として、電子的ではない、ある程度時間をかけて練り上げてつくった図書、本というものがあるのではないのでしょうか。

キーワードで調べ物をすることや、好きな著書、好きなジャンルをたどって施策をめぐらせていくこと、これは利便さを求めた情報取得に勝る子どもたちの宝物となるのではないのでしょうか。こういった意味で、読書の蓄積を重要視するならば、冊数にこだわらない読書の足跡に重きを置くことを、教育方針の一部として大切にしていっていただきたいと思います。

利根町においては、先ほど教育長が言われました四つの基本方針、これで策定を進めていただけたということ。この読書の推進という事業を、子どもの考え方のたどり方、足跡という観点を視野に入れて、そしてその策定、施行していく途中で得られるデータを有効にフィードバックしつつ、そして次のサイクルに回していただきたいと思います。読書冊数やその内容、年齢分布データなど得られるデータは限られると思いますが、現場の状況を観察し、子どもの状況を読み取る、このようなことが可能だと思います。そして、それが続けての取り組みへのヒントが得られることと思います。

ぜひこの読書の足跡、子どもたちがどのような考え方で本をたどっていったかという考え方、これは私の考え方でございますが、利根町として、読書の冊数の増加だけではなく、どのような子どもに育てていきたいのかという理念がございましたら、お伺いしたいと思えます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） お答えします。

子どもたちが自主的に本を選んだり、収集能力、レファレンス業務と申しますか、そういった能力もぜひこの計画の中に入れながら、作成してまいりたいなと思っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） レファレンス業務について、もう少し詳しくお伺いして、次の質問に移ります。

レファレンス業務は、町の中におきましては、町図書館、学校図書室、そのほかの場所で行われる可能性があると思えますが、どの範囲をお考えでしょうか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 範囲というよりは、子どもたちが、いかに自分が求めている資料をどの辺、どういう本で求められるかということ、主に学校司書の方々が中心にやっていますけれども、子どもたちにもそういう能力が、少しついていけばよいかという方向で考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） このレファレンス業務というのは、学校司書を初め、ボランティアの方々、そのような方々がこの業務を担っていかれると思えます。子どもたちと本との間に人がいるということは、大変重要なことだと思えますので、このレファレンス業務、ぜひ読書活動推進計画の中にシェアとしてぜひ入れておいていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。（2）家庭における読書習慣が子どもの生活に根差すよう、親の意識を高めるためにどのような取り組みをされているか。

平成16年度に文科省が行いました図書館の情報拠点化に関する調査研究によりますと、子どもの読書活動への支援の状況の中で、読み聞かせの状況では、児童生徒を対象としたアンケート調査によりますと、小さいころ本を読んでもらった経験は、「よく読んでもらった」が50%、「時々読んでもらった」が37.1%、これを合わせると9割近くが本を読んでもらった経験があると回答しています。

一方、保護者に対する調査では、子どものころ本を読んでもらった経験が最も多いのは、「余り読んでもらえなかった」が39.2%、「読んでもらえなかった」が19.9%、合わせると半数以上が、どちらかといえば読んでもらえなかったと回答しております。

続いての調査では、保護者の読書活動が子どもの読書活動に及ぼす影響として、保護者が読書が好きか嫌いにかかわらず、児童生徒の85.6%が「本を読むことが好き」、「どち

らかといえは好き」と回答しています。保護者の読書好きの程度が高くなるに連れ、児童生徒も読書が好きという回答が多くなっております。

子どもの読書活動を推進するための実施項目の分析においては、家に本をたくさん置く、図書館に連れていく、この2項目で本を読むことが好きと回答した児童生徒の割合が5ポイント以上高くなっているとのことでした。

保護者の読書好きの度合いと、家庭での読書環境への意識、具体的行動には関係があるということが示されております。

さらに、保護者が小さいころに本を読んでもらったという経験を持っていると、関心は高くなる、読書文化が、親から子へ引き継がれていくのではないかと思います。子どもの生活に密着した読書環境を、保護者と意思疎通しながら整えていくために、どのような取り組みを利根町ではされていきますか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 家庭における読書習慣が子どもの生活に根差すように、親の意識を高めるためにどのような取り組みをしているかといった質問だと思いますが、まず、学校教育の場におきましては、児童生徒の読書習慣定着のために保護者と連携しながら推進しております。県教育委員会が実施しております「みんなにすすめたい一冊の本推進運動」というものがございます。その運動では、小学校4年生、5年生、6年生に向けて、年間に50冊以上の本を読むことを推奨しております。

利根町では、この事業に積極的に取り組みまして、昨年度は町の小学校4年生、5年生、6年生の8割を超える児童が年間50冊以上の本を読んで、県教育長より表彰を受けました。また、34人の児童は、3年間に300冊以上の本を読みまして、県知事表彰を受賞しております。

このように、利根町の児童の多くは読書活動に積極的に取り組んでおります。これは、保護者のご協力のもと、家庭における読書習慣が着実に定着していることをあらわしていると考えております。

もちろん、各学校でも、朝の時間を活用した朝の読書活動を積極的に実施しまして、子どもたちの読書習慣定着のために努力しております。毎朝、授業前のわずかな時間ですが、決められた時間内に、各教室で静かな雰囲気の中、落ち着いて読書に励んでおる状態でございます。

読書は、先ほどから石山議員も話していると思いますが、表現力を高め、また想像力を豊かにし、さらに、生きる力を身につけるために重要な役割をしております。今後も、学校と家庭との連携を深め、保護者への協力を呼びかけながら、子どもたちの読書習慣定着のために取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、図書館での取り組みについては、1つにはブックスタート事業を行っております。3・4か月児健診のときに、赤ちゃんに保護者に絵本の読み聞かせをしながら絵本2

冊と絵本のリスト、それからイラスト・アドバイス集、図書館の利用案内等をコットンバックに入れてプレゼントしています。

ブックスタート事業は、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と、心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる活動で、小さいうちに絵本に親しむことで、心が豊かに成長してくれると同時に、読書習慣が生活に根差すようにと願っているものでございます。

2つ目には、ボランティアによる赤ちゃんのお話会で、ゼロ歳から2歳ぐらいまでを対象として、親子で楽しめる事業を実施しております。赤ちゃん和絵本をつなぎ、読書に興味を持ってもらう活動の一つでございます。

そのほかに、図書館では幼児コーナーを新たに親子室の中に設けておりまして、親子への読書活動を推進しています。絵本を読んでいる親子の姿が時々見受けられておりまして、少なからず読書意識が高められているものと考えております。

そのほか、公民館の家庭教育学級や放課後子ども教室におきまして、読書活動を推進している状況でございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） いろいろな事業を展開されておられるようで、赤ちゃんの世代から小学校へ入学するまでの支援が行われていることをお聞きしまして、理解いたしました。

家庭における読書の勧め、これは学校での滞在時間内での先生方の読書に対する共通理解ですとか、家庭へのアプローチが両輪となって、子どもたちに、その理念が伝えられると思います。

利根町の学校教育の現場におきましては、昨年の指導室長にお聞きしましたスローガン、「鳥の目・虫の目で物ごとを見ましよう」ということをお聞きしまして、このスローガンのもとに指導が行われていることを、私は大変喜ばしく思っております。

このような学習における立ち位置をもっと家庭に向けて発信されることは、読書習慣を伸ばしていくことにもつながる大変よいことだと思います。

本年度におきましては、「鳥の目・虫の目で物事を見ましよう」に相当するものがありますでしょうか。それとも、何か新しいスローガンがありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 鳥の目・虫の目についてですが、これは私が教育理念の一つとして常日ごろ、仲田室長に話しておりまして、全体を大きく見る鳥の目で、今全国的に課題になっているものは何かということで、鳥の目を持って見渡すということ。特に学力の向上ですね、それは一つの大きな課題になっていると、当然、学力の向上の中には読書活動が含まれているわけでございますけれども、そういった大きな目で見ると。

ただ、大きな目だけで見たのでは、教育は成り立ちませんので、今度は虫の目になって、細かい、もっと地面に沿って、例えばインターネットの問題とか、現実にはいろいろな問

題がございますが、そういった問題も虫のように地面をはって、そういった課題を持って教育を進めることが必要なのかなと。

そういうことによって、シロアリに食われないように、教育改革を進めていこうという考え方を、常日ごろ仲田室長にも話しておりまして、彼を通して各小中学校の職員に浸透していると思います。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 今年度も鳥の目・虫の目という理念は続けて、皆様に普及させていただきたいと思います。

続きまして、3番目の質問に移ります。この読書環境整備につきましては、情報を選びとっていくこと、これを手助けするという意味から、家庭に対しましての読書推進の啓蒙、この作業とは違いまして、ある程度の仕掛けが必要になってくると思います。仕掛けといえますか仕組み、これに関して3の質問をさせていただきます。

読書推進団体の活動の場及び情報共有の場としての公共図書館や学校とのネットワーク構築に向けて、教育委員会はどのような支援を行われているか。

ここで、2の質問の中で申し上げました、情報に流されるのではなく、情報を選びとって自分の考え方で編集していく、そのための読書の蓄積という考え方からは、情報のたどり方という技術が当然必要になってきます。この自力で求める情報へ近づく、そのときには子どもが自発的に情報をたどっていくということも大事にしながら、ほどよい配慮のもとで読書環境整備計画というのは求められると思います。

学校図書室、町立図書館、そしてその接点にいるさまざまな人材を引くくめて環境整備と私は捉えます。子どもたちが図書を閲覧しようするとき、調べ方の案内ツールとして本の道標（パスファインダー）という概念がございます。これは、具体的に冊子という形をとることもあり、また、本のナビゲーターとしての人という形をとるということもあります。この本のナビゲーターとしての役割、それから、読み聞かせという活動が盛んでございますが、この本を媒体とした人と人との触れ合いを促進する役割を担ってくださっている読書推進団体、これの存在は、これからの読書環境整備にはいろいろなかわり方で組み込んでいくべきだと思っておりますが、公共図書館をリーダーとしてどのようなかわり方で事業を進めていかれるのか。

まずは読書推進団体の活動の現状をお伺いして、それを含めた図書館ネットワーク構想をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 石山議員の質問にお答えします。

県のいばらき子ども読書活動推進計画では、読書推進団体が活動の場の情報を共有することによりまして、図書館がボランティアを必要としたり、学校の読み聞かせが必要としたりしているかの情報が、ネットワークで知ることができる体制づくりの構築を目指して

いるわけでございます。また、研修の機会を教育委員会が設定するなどの支援なども必要であるとされています。

現在、利根町の読書推進団体の活動の場としては、学校での読み聞かせ、それから、図書室の整備、特に布川小学校のほうで行ってございましたけれども、それから、図書館での読み聞かせや夏休みの行事、実際に感想画をかこうという行事も行っております。このような事業が活動の中心であると考えております。

このような活動に加えて、学校や図書館の情報がお互いにわかれば、読書推進団体等の望んでいるネットワーク化につながるものかなと考えております。このような情報については、随時発信していきたいと考えております。

また、研修の機会等の情報につきましては、ポスター等でお知らせしていますが、読み聞かせ講座の研修会などは、当町でできるよう努力していきたいと考えております。特に研修の必要性を特に力を入れてやっていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 読書推進団体の方々が、ネットワークをつくって共有していくということは大変大事なことだと思います。

「とねっと」はいろいろな団体の情報サイトでございますが、こちらの方に私の所属している読書推進団体はいつも入っていなかったというのを今思い出しまして、大きな目で見えたネットワークができる前に、「とねっと」の登録団体として読書推進団体が入っていき、そこでの情報交換が、まずはできればいいのかなと私は今感じました。

一つ質問でございますが、研修でございますが、読書推進に関する研修、これは例えば具体的にどのような研修を考えておられるかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 研修につきましては、生涯学習課長より答弁いただきます。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

教育委員会の支援としましては、研修会も有効な支援と考えております。

読書推進団体の研修ですが、茨城県立図書館では、読書団体での読み聞かせ活動等に携わっている人や、幼児、児童生徒の保護者を対象に、読み聞かせや朗読に関する基本的な技術を習得する講座を開設しています。

この講座の種類ですけれども、1、朗読講座、2、お父さん・お母さんのための読み聞かせ講座、3、読み聞かせのためのワークショップ、4、読み聞かせの技法講座の四つの講座があります。

かねてから町のほうでは、何とかこの講座を利根町のほうで開催してもらえないかという要望を出してございまして、実は昨日、県のほうから連絡がありまして、11月に利根町図書館で読み聞かせの技法講座の開催が内定という連絡を受けております。こうした研修会

を通じまして、読書団体の活動の場及び公共図書館や学校とのネットワーク構築に向けての教育委員会の支援等をしたと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 11月にそのような研修講座が行われるということで、大変期待を感じました。よろしく願いいたします。

その他、ボランティアの方々が今の数よりふえていく、そのような方向で読書推進のほうも行っていくべきだと考えますが、その他、ボランティアの方々が手を挙げて町内から出てきていただけるようになってほしいと私は考えますが、具体的に、近いところでボランティアの手が必要になってくると考えておりますのが、文小学校の図書館の整理でございますが、こちらのほうは前回、前々回の一般質問の際には、教員の方々の手で行われているとお聞きいたしました。これはどのような状況になっておりますでしょうか。また、町内からボランティアを募るといった動きはございますでしょうか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 文小学校のボランティアですが、これは図書館の職員等も入りまして、今、進めている状況でございますので、具体的な活動についてはもう少し状況を見ながらお話ししたいと思います。

ただ、いろいろなボランティアの方々をこちらで把握しておりますけれども、参考までに、子どもと本をたのしむ「ちいさいおうち」のボランティアがございまして。それから、「おはなしポケット」、これは石山議員が中心になってやっておるようですね。それから、「赤ちゃんと絵本をつなぐ ぷちぷち」という、赤ちゃんのおはなし会などをやっております。

そのようなボランティアの方々の力をおかりしながら進めていきたいということでございますが、具体的な話については、また図書館のほうの関係職員と相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） ぜひそのような方向で進めていただきたいと思います。

今既に活動しているボランティア団体の皆様方以外にも、町内には、例えば司書の資格をお持ちの方がいらっしゃると思います。そのような方々にも、このようなボランティアが活躍する場があるということ、ぜひ発信していただきたいと思います。

4番の質問に移らせていただきます。(4)民間団体やボランティアの自主的な活動を尊重しながら、ネットワークづくりを図り、相互交流や情報交換の機会の提供等を行うためにどのような取り組みをしているか。この質問に際しまして、一つご紹介させていただく取り組みがございまして。

国立国会図書館の支部図書館として国際子ども図書館というものがございまして。平成12年5月に開館し、児童書専門図書館としていろいろな活動を支援しています。この国際子

ども図書館が2002年11月から学校図書館セット貸出しという支援を行っています。外国語の原書を含む児童書等約50冊をセットにして、全国の学校図書館に対して貸し出しを行っているということです。この国際子ども図書館の学校図書館セット貸出しは、送っていただくのは無料の事業、返却は各学校の負担ですが、ただし、岩手、宮城、福島、茨城の学校への貸し出しは、被災地支援として返却送料を国際子ども図書館が負担すると聞いております。

この取り組みは、各都道府県立の図書館へも、同じような事業をしてくださいと促す意味もあって続けておられると聞いております。特に図書の相互貸借という動きの活性化は、公立図書館と学校図書館とのネットワーク構築においては、財政的にも図書の内容を組織化したセットの内容をつくるという意味で、教育理念を埋め込むという自発的な取り組みにも寄与すると思えます。

この図書の貸し借りをするときには、配送という作業が必要となってきます。翻って、利根町の中での取り組みを考えると、学校の学習で利用するような教材として図書をお互いに共有するというのも、将来的にはできてくるかと思っております。

例えば町図書館と学校の行き来に人手が必要となりますが、この運搬について、逆にボランティアの方々に託すことができる、つまり、読書環境推進に町民が参加できることとなります。小中学校の司書教諭の方々は、クラス担任の業務を持っておられれば、この作業には手が回らないと思えます。町民参加により、学校図書館の本来の機能が有効に機能していくことを望むならば、ボランティアの方々が、例えばこのような配送を手伝うこともできるかと思えます。町民が協力する場はほかにもあると思えます。利根町では民間団体やボランティアの自主的な活動をどのようにネットワーク化していったら、この読書推進活動に寄与しようと思われておられますか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、お答えします。

まず、上野動物園の近くにあります国際子ども図書館、あそこは国立図書館とつながっておりますから、国立図書館とは既に登録済みでございますので、子ども図書館のほうから、そういった本があれば、これは郵送料は個人負担でございますけれども、借りられる可能性はあります。そういうシステムにはなっております。

また、茨城県の図書館、これは水戸の三の丸にある図書館に行ったことがあります。ここはネットワークでつながっておりまして、既に茨城県内全部の図書館の蔵書等、これも茨城県の図書館を通して借りられるように、既に何人かは、そういう利用されている方もありますので、必要ならばご利用できます。

輸送については、佐川、宅急便が毎週水曜日でしたか、それぞれ集配して回ってきてくれるということで、県の予算でやっておりますので、こちらは予約することで取手市でも牛久市でも、どこからでも本を借りられるシステムにはなっておりますので、ぜひ茨城県

の図書館情報ネットワークシステムをご利用いただきたいなと思います。

今ご質問の、町内での本の貸し借りでございますが、まだネットワーク化は進めておりません。

石山議員ご存じの、前にお話を伺いましたけれども、青森県八戸市のように、それぞれ各学校、全市がつないでおりまして、教育センターというのがあるところにあるんです。教育センターに申し込むと、それぞれの学校へ宅急便で届けていただくというシステムがあると、前に石山議員から伺いまして、そのようなシステムができればいいなとは思っております。

ただ、利根町の場合は、まだそこまではいっておりませんで、各学校に学校司書とかボランティアの方がそういうところでお手伝い願えれば、そういった本の貸し出しは自由にできるかなと思います。

図書館にある本については検索できますが、各学校においての本はまだ検索できませんので、そういうものがネットワークでつながれば、各学校が利根町の大きな図書館ということで考えられますので、その辺については今後の課題かなと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 利根町の中にいらっしゃる豊富な人材に有効に動いていただくということで、ネットワーク化については、さらに進めていっていただきたいなと思います。モデル校としての布川小に続きまして、文小のほうも作業が進んでいるようですので、次には文間小、あるいは利根中学校、こちらを含めたネットワーク化を推進していただけるようお願い申し上げます。

最後に、図書館の機能としての私なりの考えを申し述べさせていただきますので終わります。図書館の機能として、子どもの居場所としての機能があると思います。現在、布川小学校では図書の貸し出し以外に、授業時間に図書室を利用して読書の時間を設ける。それ以外にも先生方の調べ物に利用していただく。

例を申し上げますと、校外学習のしおりを作成するときに、筑波山の標高が、当時改訂された時期だったので、正確な標高を知りたいということで先生がお見えになりました。そのときには百科事典をご紹介したと記憶しております。

そのほかにも、特別指導員の方だと思うのですが、ある児童の方と二人で図書館を利用してドリルをやったり読書をしたりしていたんですけども、本年度になりまして、4月にその子が教室に戻れるようになりましたということを、4月にその先生とお会いしたときにお伺いいたしまして、そのような図書館の居場所としての機能、これも重要だと思っております。

図書館に滞在するということは、本を介して他者と触れ合う貴重な時間をもたらすと思いますので、何がしか、子どもたちが感じ取っていただけるような環境づくりに、またこの読書活動推進という事業を、そういう観点も含めて進めていただければと思いま

す。

1 番の質問を以上で終わります。

2 番、町民参加によるまちづくりの推進について。

これは前回の定例会におきまして、私が質問差し上げました、町民参加によるまちづくりの推進において、どのような事業を考えておられるかという質問の中で、お答えとして、まちづくり推進のためのガイドラインを作成中であり、引き続き企画財政課で完成を目指す。龍ヶ崎市の事例を参考に、公共施設里親制度、ワークショップを取り入れたたたき台をつくっているところであると回答いただきました。

1 番として、この協働のまちづくり推進のためのガイドライン作成の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、協働のまちづくり推進のためのガイドライン作成の進捗状況ということですが、このガイドラインは、町民が広く行政に参加し、それぞれの持つ力を活かしながら、互いに協力し合い、課題や問題の解決に当たること、そして、その活動を通じて互いが成長していく仕組みをつくっていくことを協働と位置づけして、平成27年3月を目途に、作成していくこととしております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1 番（石山肖子君） 続きまして、(2) のガイドラインの中での個々の具体的な事業でございますが、利根町には自然が多くございまして、いろいろな方が公共施設、公園の草刈りですとか、花を植えたりとか、大平の植物園、鎌倉街道の整備などを行われております。この公共施設里親制度というのは、そのような方々に団体登録をしていただいて、ゴミ袋ですとか軍手などを支給するということで支援をする中、その方々がそこで作業をされているときに得た情報を、町のほうに上げていただくという制度でございます。

この制度が今回のガイドラインの中ではどのように組み込まれているか、そしてワークショップ開催の概要、これもあわせてご説明していただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

公共施設里親制度、ワークショップの開催の概要ということでございますが、協働のまちづくりの方法の一つとして、里親制度やワークショップがありますが、それぞれの概要については、その都度、さまざまな協働の形態によって取り組みが異なるものでありますので、協働事業の展開の仕組みとして記載していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1 番（石山肖子君） その都度、その状況に応じてその仕組みをつくっていくということで、このまちづくりというのは時間がかかる事業でございますので、その都度というのも、実際的にはあり得ると思いますが、記載はしていただけないということでは理解はいたし

ました。

ただ、利根町の中での自然を大切にしたいという思いの方々が、みずからボランティアでいろいろな作業を既にしていただいております。この方々の作業が効率よくいくように、この里親制度というのは重要な制度であると思いますので、記載のみでなく、先にこの制度を町民の皆さんに表明できるような形で策定の中に含めていただければと思います。

それで、ワークショップについては、概要をお伺いできなかったと思うのですが、ワークショップのほうも同じように記載のみですか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ワークショップの開催の概要ということでございましたけれども、先ほど町長からご答弁がありましたとおり、ワークショップにつきまして協働のまちづくりの事業の展開の仕組み、一つの方法として記載をするということでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 記載をするということで理解いたしました。

ワークショップというものは、2の（3）の質問に通じますが、町民が参加するということが大事なことだと私は認識しております。できましたら記載のみではなく、最初に計画を立てていただきたいと思いますが、それも含めましてガイドライン作成には、町民はどのように参加していくのか、参加しているのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

ガイドラインの作成に、町民がどのように参加しているかということでございますが、ガイドラインの案ができた段階で、公表して、町民の皆さんの意見をお聞きした上で、ガイドライン作成に活かしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 最後に確認をして終わらせていただきます。

ガイドライン作成は、来年度3月をめどに策定準備をするということでございますが、それでは、今おっしゃいました町民への表明は、この3月以降ということになりますでしょうか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

作成の完了を来年の3月ということで考えておりますので、町民の皆様方のご意見を伺うのは、それよりも前ということになります。ですから、原案につきましては、遅くとも年内ぐらいには原案の作成を終わりにしたいと思っております。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 0 分休憩

午後 2 時 1 5 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8 番通告者、5 番守谷貞明議員。

〔5 番守谷貞明君登壇〕

○5 番（守谷貞明君） 風雨の悪条件の中、お運びいただきまして、傍聴の皆さん、まことにありがとうございます。改めてこんにちは。通告順に従って質問させていただきます。

私の質問は大きく分けて二つ、一つ目は、空き地、空き家条例の制定、二つ目は 4 期基本計画の重点施策についてお聞きします。

まず、第 1 番目、空き地、空き家条例の制定についてお伺いいたします。

昨年の 3 月定例議会で、私は、8 団地の住民代表により提出された「空き地、空き家基本条例」の制定を求めた請願について質問し、できるだけ早く基本条例の制定を図るよう求めました。

そのときの担当課長の答弁は、「8 団地の区長及び関係者の皆さんの協力を得まして、職員が現地に行き写真を撮って台帳を作成することを行っています。柏市や松戸市でも条例を制定したようなので、そのよいこと、悪いことをお聞きしようと思っています。一応条例のほうを早く制定ということで、今、職員のほうも急いで行っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思っています。」と答弁し、これは議事録よりとったのですが、このような答弁をしております。

しかし、あれから 1 年 3 カ月たった現在でも、住民代表には担当課から何の説明もなく、基本条例の概要さえ伝わっていません。本気で制定作業に取り組んでいるのか大変疑問らしく、また、多くの住民を無視していると思われても仕方のないような行政の取り組み方と言えましょう。

特に、最近では全国的に空き地、空き家がふえており、さまざまな問題や犯罪の温床となり、ニュース等で報道されています。空き家火災による延焼、空き家での犯罪や植栽、雑草の繁茂等による虫の大量発生、景観破壊等の報道が多く見られるようになりました。

総務省が危機感を持って 2008 年に調査したところ、全国で空き家が 757 万戸と、10 年前よりも 180 万戸ふえたことがわかりました。特にここ数年来、その増加率は高く、スピードも早くなり、現在では 1,200 から 1,300 万戸あるものと推計されています。

利根町でも、フレッシュタウンを除く 8 団地での空き家は平成 24 年 3 月現在、全部で 216 戸あります。内訳は、羽根野台 59 軒、早尾台 39 軒、八幡台 8 軒、布川台 1 軒、白鷺の街 26 軒、利根ニュータウン 77 軒、四季の丘 1 軒、もえぎ野台 5 軒、これにフレッシュタウンの数を加えれば約 300 前後の空き地、空き家があるものと思われます。

ここに読売新聞の記事があります。なぜ読売新聞の記事を持ってきたかということ、政府

がこうした空き地や空き家がどんどん全国的にふえていて、そこでいろいろな問題が起こっているということで危機感を持って、空き家等対策の推進に関する特別措置法の法案を、今国会で成立させたいという意向を持っていて、これは2014年、ことしの4月7日読売新聞の紙面です。ちょっと読ませていただきます。

「政府・与党は、人が住まずに放置されている空き家の解体や修繕を持ち主に促す方針だ。固定資産税の納税情報を基に、空き家の所有者を調査したり、地方自治体が敷地内に立ち入ることができるようにしたりする。こうした対策を盛り込んだ「空き家等対策の推進に関する特別措置法案」を今国会に提出する」、さっき言ったとおりです。

中身は、「所有者を特定してデータベース化して登録し、管理不十分な場合は市町村が立ち入り調査を行えるほか、修繕や撤去も命令できる」、強制権を持つんですね、命令できるようにするという事です。

こうした政府の取り組みもありますが、そもそもこの「空き地、空き家基本条例」の制定を求める8団地の代表による請願は、今からちょうど1年半前、一昨年、平成24年12月の本会議に提出され、議員全員の賛成で可決採択されました。全部の議員が賛成して採択された請願は大変重いものがあると、私は思っております。

私は、この条例は阻害要因がないので、すぐに、昨年の9月の定例議会までには制定されるだろうと楽観していました。ところが、請願が採択されてからちょうど1年6カ月たちましたが、いまだに何の動きも見られず放置されたままの状態だと私は思っております。そこで、以下の点についてお伺いします。

1番、1年6カ月以上おくられている理由は何ですか。

2、この間、どのような作業をしたのか。

以下については、自席で質問いたします。

○議長（井原正光君） 守谷議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、守谷議員のご質問にお答えをいたします。

空き家条例の制定が1年6カ月以上おくられている理由は何かのご質問でございますが、平成25年度内の条例制定に向けて、守谷議員からご紹介をいただいた千葉縣市川市の街づくり部・住環境整備課の職員の方から、「空き家等の適正な管理に関する条例」について詳しく説明をいただき、それを一つの参考に「利根町空き家等の適正管理に関する条例(案)」を作成しております。

しかし、今守谷議員が読売新聞の報道等をお読みになりましたけれども、新聞報道にもありましたように、空き家対策は全国的な問題でもあることから、国の空き家対策推進議員連盟が、管理不十分な空き家の増加を受け、「防災や治安確保の徹底を図るための新たな対策法案」をつくる方針を固め、早ければ平成25年秋の臨時国会に議員立法として提出す

る見通しでしたが、提出時期が延びて、平成26年の今国会で提出の見通しとなっております。

その対策法案では、所有者に危険除去や修繕を命令できるほか、従わない場合は行政代執行もできることなどが盛り込まれているということでございます。

また、請願・陳情や自治会からの要望では、行政代執行や解体費用の助成金なども含まれておりますが、現在町で作成している条例（案）は、行政代執行などの実施規定はないため、空き家対策に係る法律との整合を図って町の条例制定を予定していることから、現在は法律の制定を待っているという状況でございます。

これらの事情により、当初予定していた条例の制定時期がおくれているところでございます。

なお、これらの経緯については、自治会役員の方には、2回ほどお話をさせていただいております。

（２）のこの間、どのような作業をしたのかとのご質問でございますが、今申し上げたとおりでございます。既に条例を制定している市川市などの情報を収集し、利根町に合った条例（案）を作成するとともに、法律との整合性を図るため、現在、法律の制定を待っている状況でございます。

今までの経緯といたしまして、平成25年4月27日、2名の自治会の方が来庁し、説明をしております。それと、25年の8月26日、3名の自治会の関係者の方が来庁してございまして、今は国の対応、要するに法律の状況を国がいつの段階でつくるかということで説明をしております。それと、平成26年2月、ある自治会の環境部長から電話があり、その方にも説明をしております。

それと、国会通過後、3カ月後までに指針を出すという国の方針ですが、今の状況で今国会に提出するか、しないか、流動的な段階であるという報告も受けております。

ある自治会の方が言うのには、代執行と助成金が条例にうたわれないということであれば、解決につながらない場合もあるので、待ってもいいんじゃないかという意見もございます。

それと、倒壊のおそれがないと該当しない可能性もある。最終的には国の法律が制定され、3カ月後、国の指針が報告来た段階で、町としても今（案）をつくってありますので、それと、国の法律と整合性を持って、それで議会に提出したい、そして議会の判断をいただきたいと考えております。

平成25年の苦情の実績でございますが、空き家10件、空き地については15件の苦情がございました。それで、空き家については改善されたのは6件、空き地については15件のうち9件が改善されたという状況でございます。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 今、町長の答弁をいただき、非常におくっていた理由というのが

よくわかりました。

その間、何度か自治会関係者の方々とお話し合いを持ったということで、私が何もしていなかったと言っていますが、それは間違いで、町はそれなりの努力をきちっとしていたんだということがよくわかりました。

今、町長の話の中の基本は、国の上位法ですね、空き家等の特別措置法が制定された後、その中身を見て、町の条例もそれに合うように、その内容にそろえて町の基本条例も出したい、つくりたいというお話ですね。

そこで、僕もその間、何度か自治会の方何人かとお話したんですが、基本はさっき町長が言っていたように、利根町の空き家、空き地基本条例の中身が、地権者に対して強制力を持つということが一番大きなキーポイントなんですね。ですから、適切な管理をしていない場合には、適切な管理をなささいという指導があって、その後、監督というか、命令になって、それでも何もしない場合には行政代執行をするという形になっていくと思うのですが、とりあえず国がそういう形で今国会に、出すという話と出さないという話と両方あるんですけども、どちらになるかわかりませんが、いずれにしても国が特別措置法を国会で議決した場合には、これは確認ですけども、利根町のつくる空き地、空き家基本条例の中身というのは、国の条例に沿って、例えばさっき言ったように、国が行政代執行を含めた強い強制力を持った法案をつくったとしますと、利根町も当然そういう中身になると思うのですが、その場合に、8団地の代表の方々と一応素案ができた段階でもう一度お話し合いを持つということは、お考えですか。

それから、中身については、今言ったような、国の方針に沿ったもちろん中身ができるということによろしいですね。この2点をお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

当然、国の指針を待っているわけでございますので、国のそういう一つの例を言えば、行政代執行までできると国の法律が決まったら、それに沿った条例をつくりたいと考えております。

それと、それができた後に、議会に出す前に8自治会の会長にと、今、そこまでは考えておりません。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 一応、中身のアウトラインができたところで、8団地の方々に話し合いを持つか、もしくはこういう内容になりますよという連絡、通知を出していただくと私は大変ありがたいと思っております。

一番大事なことは、国の上位法が国会で制定されたとしますね。それで行政代執行、いわゆる非常に強い措置ができるということになって、同じように利根町もそれで基本条例をつくりました。不幸にして行政代執行をしなければならなくなった場合、国が行政代執

行の費用を全部持ってくれば、何の問題もないんですが、国が例えば3分の1とか、2分の1とか、国の財政もそんなに豊かでないので丸々全部持ってくれるのかなと一抹の不安があります。例えば半分国が負担、あと残りはそれぞれの当該自治体で持ちなさいよといった場合、大変難しい条件があるなど。地権者の方から残りの半分をもらえればいいけれども、大体そういう管理が行き届きのきちっとしない人たちって、まともに素直に、はいそうですかと金払ってくれるとは思わないですよ。なかなか連絡がつかなかったり、すぐ返事をくれなかったり、いろいろなことが想定されるんですが、そのようなケースで想定した場合、町は町の財政、自分の自腹を切ってまで、そこまでやる覚悟はおありですか、どうですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） あくまでも上位法が決定しないと、今の段階で国が守谷議員おっしゃるように100%出すということはありませんと、私も考えております。

国の負担割合もありますし、守谷議員おっしゃったように、それでは例えば国で半分、町で半分とりあえず立てかえておいて、最終的には個人の方からいただくと、持ち主の方からいただくと、ただ守谷議員ご指摘のとおり、いただけるような方だったら、そういう状況にはしませんので、そこらがこの条例を施行していくのに難しいところかなど、そのように考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 町長も私と同じように、そういう場合に一抹の危惧があるなどお考えだったんですね。私はずっと、ひょっとしたら最後は町の損金になってしまうのかしら、その場合に隣近所のご迷惑を考えたら多少の金額、多少の金額がどのようになるかわかりませんが、その程度のものだったら税金を使ってやっていただいても、多くの住民の方々からクレームは出ないんじゃないかと思っていますので、もしそのような最悪のケースになった場合、地域住民ときちっとお話し合いをしていただいで強制執行をやって、町のお金を使うという覚悟を、決意をしなければならぬときも出てくるかもわかりませんが、その際は、そのような形でぜひ住民との話し合いを持って、強い意志を持ってことに当たっていただければと思います。できるだけ早い空き地、空き家基本条例の制定ができることを私も願っています。この話題は終わりにしまして、次の質問に移ります。

2番目、4期基本計画について。

平成20年度より実施してきた3期基本計画が今年度をもって終了することから、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする4期基本計画が策定され、現在、実施されています。

この4期基本計画の策定に当たり、住民意識調査を目的とした「住民アンケート」調査が平成23年12月に実施され、16歳以上男子1,000名、女子1,000名、合計2,000名を対象者にアンケートが渡されて、回答率が約50%、948名。このアンケートの設問、利根町の住みや

すさについての設問では、「住みやすい」と答えた人が10.5%、「まあまあ住みよい」が41.2%、約半数の51.7%以上の人が住みやすいと答えています。半分以上ですから、この数字を高いというのか、低いというのか評価は分かれますが、私は51.7%まあまあ、しかしそれ以外の人が住みにくいと思っているのは、これ大変大問題だなと思っています。やはり「住みやすい」という人が70%ぐらいいく町にしていきたいと私は思っています。

アンケートに戻りますが、「利根町が住みにくい」と答えた人が12%、「あまり住みよくない」と答えた25.2%あります。両方合わせると37.2%、回答者948人中の353人が「住みにくい」「あまり住みよくない」と答えています。

「住みにくいと思う理由は何ですか」との質問についての回答では、「交通の便がよくない」44.7%、「買い物やレジャーに不便」26.6%でした。

私が注目しているのは、住みにくいと思う人の71.3%が、バスや公共交通機関の不備及び交通網の不便さを感じているということなんですね。これは、6年前、平成19年7月に行われた住民アンケートの結果と比べると、ほぼ同じような結果なんです。6年間、ほとんど住民意識が変わっていない。

そのときのアンケートでは、「永住したい、当分住みたい」が約55%、そのときは多少住みたいという人はいいんですね。「あまり住みたくない、よそへ移りたい」が合計すると32%。

今回のアンケートでもほぼ同じです。「住みやすい、まあまあ住みよい」51.7%、「住みにくい、あまり住みよくない」37.2%、だから「住みにくい、あまり住みよくない」が5%ぐらいふえています。その平成19年でもバス便と路線網についての質問があって、79.9%の人が不満足と回答しているんです。つまり、住民の多くが6年間たった現在でも同じ不便さを感じているというわけです。

そこで、今回、町は4期基本計画における重点施策として取り組むべき基本方針5項目を上げ、その中のトップ項目で、基本方針1で「安全で快適な住みよい町づくり」の項目でこの交通弱者対策を上げています。

その文面には、これはこの4期基本計画の12ページに記されている文言をそのままです。「一人でも多くの交通弱者の移動手段を確保するため、福祉バスやふれ愛タクシーの更なる利便性向上を目指すとともに、近隣市町との連携を強化し、広域的な公共交通システムの構築に努めます。」と記され、さらに項目の表示として「公共交通体系の整備拡充」「広域的な公共交通システムの構築、ふれ愛タクシーの利用促進及び福祉バスの運行形態の見直し」と、利便性向上と運行形態の見直しと、12ページの基本計画書に書かれています。

また、同じく19ページには、僕はこれ非常に感心したんですが、「利根町から利用できる公共交通網は、JR成田線布佐駅とJR常磐線取手駅、藤代駅、また民間路線バス等がありますが、どの路線も駅・バス停までの距離が遠い、ダイヤ本数が少ない、運賃が高いなど、全ての町民が便利に利用できる状況ではありません。町民アンケートでは、交通インフラに対する満足度が極端に低くなっています。」と、この4期基本計画の19ページに書か

れています。

この文章を書いた人は偉いなど、本当に率直に住民の皆さんが感じていることをそのまま、この基本計画の文章の中に取り入れてくれた。普通は都合の悪いこと書かないんですよ。でも、ここではちゃんと書いているので、よく勇気を持って書いたなと思って感心しているんです。大変ありがたい。本当のことをちゃんと書いているんです、これは大事なことです。

そこで、交通弱者対策として、町も危機感を持って平成20年に、今から5年前にふれ愛タクシーをスタート。5年がたちました。福祉バスはそれ以前から運行されていますね。しかし、残念ながら、今この基本計画書に書かれていたように、住民の71.3%は不便さを感じている。今回のアンケート調査でも回答しています。

では、どのようにしてふれ愛タクシーの利便性を向上させ、福祉バスの運行を見直すのか、現在、交通弱者の方々から僕も聞いています。感謝の言葉をいっぱい聞いています。「ありがとう」「助かっています」、その一方で、批判や要望の声もあるんですね。

せっかく交通弱者のために役立つ事業を行っていても、現状では残念ながら両方とも中途半端、福祉バスもふれ愛タクシーも中途半端な状態と言えます。もっと利用者の立場に立った利便性の向上を、ぜひ検討していただきたいとの声もたくさん上がっているんです。ですから、今回ここに書いてあることについて、そのままお伺いします。

ふれ愛タクシーの利便性を向上させ、福祉バスの運行を見直すと書かれています。具体的に、ではどのようにされるのかお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

公共交通体系の整備拡充で、ふれ愛タクシーの利便性を向上させ、福祉バスの運行をどのように見直すのかとのことですが、このふれ愛タクシーと福祉バスの運行の見直しについては、企画財政課、保健福祉センター及び学校教育課で検討をさせております。

課題といたしましては、ふれ愛タクシーについては平成21年10月、特定地域における一般乗用旅客運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行により、車両の総量規制があり増車が難しいこと。これは前の一般質問でも企画財政課長のほうから答弁があったと思います。

また、一般利用者が増加していることから、小学生の送迎と並行して運行することが難しくなったこと。そして、福祉バスについても小学生の送迎として運行している現状があり、中型バスを運行せざるを得ないことなどがあります。

こうしたことから、小学校の統廃合時に、ふれ愛タクシーと福祉バスを活用して小学生の送迎をあわせて行ってまいりました。しかし、小学生の送迎とあわせて運行することが困難となったために、運行の見直しを行うことの検討をしてきたところでございます。

見直し案としては、小学生の送迎については、平成27年4月から学校単独でスクール専

用バスを運行できるようにし、運行時間や運行経路などの案を提示して、学校への説明と保護者からの承諾を得られるよう準備を進めていくことになっております。

ふれ愛タクシーは、一般利用者のみ利用となることから、運行便数の増便はできませんが、運行時間の見直しを進めていくことになりました。

また、福祉バスについては、小型バスの導入をすることにより、運行経路と運行時間の見直しをしていくよう進めることになっております。

また、大利根交通バスや龍ヶ崎市のコミュニティバスとの乗り継ぎが可能になるように、停留所の時刻表の案内など、あわせて検討していくこととなっております。

一人でも多くの方に利用していただけるように、平成27年4月の運行見直しに向けて準備をしていきますが、原則として、バスやタクシーなどの公共交通機関を補完するという位置づけで見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 町長の答弁の中で、直接は触れていなかったんだけど、町の財政が厳しい折、こういう中で福祉バスとふれ愛タクシーの運行事業を始めたこと、財政的な苦しさがよくにじみ出た答弁だなと思っていました。

ふれ愛タクシーに関しては、スクールバス専用として、経路と時間等を保護者の方と学校と打ち合わせると、そういう形で見直す。福祉バスについては、小型バスの導入を検討していくというお答えでした。それともう1点は、隣接の市町のそれぞれのコミュニティバスとの連携プレーをとっていくという改善策。

いずれにしても、路線バスを補完するという意味の存在であるということには変わらないので、長年住民の方々が要望しているJRの駅や取手の病院とか、いろいろな病院に行くということは、それは無理なのだろうと思っております。

そこで、私も一つ提案があるんですが、限られた予算の中で高齢者対策、福祉、さらには子育て、子どもたちの教育などさまざまな課題を抱えて全部に100%対応することはできない、よくわかっています。確かに限られた財源の中でできることは、そんなに多くありません。

ふれ愛タクシーの待ち時間を30分ぐらいに短縮していただいたら、とりあえず多くの方々の満足度が上がるだろう。不平不満の声は少し減ってくるだろうなと思っているんですよ。特に高齢者は病院に行く機会が多くなって、行きは大体早目にわかっているから連絡しますね。あしたの朝、何時に来てよ。そうすると時間どおりに来るんです。

済生会に行きました。そこでおります。診療科目、どこに行くかわかりませんが、行きます。行った段階で診療時間が予測できる患者なんて一人もいないです。どのぐらい診療時間がかかって、終わってから薬をもらわないといけない。どのぐらいかかるかわからないから、とりあえず診療が全部終わって、薬もらうのに二、三十分で終わるだろうという段階から電話する人と、薬もらってから電話する人といういろいろあると思うのです。

そこからが問題なんです。電話をかけてから1時間待たなければいけないんですよ。大体1時間待つそうです。病院に行っている人というのは、結構皆さん高齢者ですから体力も余り十分でなくて、高齢者だからあちこち悪いところがあるかもしれない。そういう方々が1時間待つというのは、健常者の我々でも1時間待てと言われたらちょっとしんどいなと思うのですけれども、余計しんどさを感じると思うのです。だから、30分ぐらいになっていただければというような運行スタイルがとれないものかと思って、それなりに考えました。

私の提案は1台ふやせばいいんです。たった1台。倍にしろとは言いません。今、ふれ愛タクシーは2台で運行していますね。これ1台ふやすだけで満足度は2倍、3倍も上がるんですよ。たった1台ですよ。そのぐらいのことを考えていただいたらどうかしら、どうせお金を使うんだったら、今、年間約1,000万円ぐらい使っていますね。あと四、五百万円プラスして満足度がさらに大幅にアップするように。この四、五百万円のお金はどこから出すか、そこは知恵の要るところです。

今回のランドセル、僕はランドセルのことで悩みました。ランドセルについては、9日に審議が行われると思いますが、未来への投資なんですね。だから、これはある意味で生きたお金になるのかしら。高齢者への投資、未来への再生産につながらないことはないけれども、再生産の質と量が、ある意味ではうんと低いわけです。そういう観点から見て、余りお金を使えないのかしら。でも今まで町のために一生懸命頑張ってくれた高齢者に、ここで1時間待つのを30分に短縮するというのも、大事な大事な思いやりの一つかなと思っています。

そこでぜひ、今すぐやれとは言いません。できたら一番いいんですけども、将来的にあと1台ふやす、ぜひ検討していただきたいのですが、お答えをどうぞお聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、平成21年10月に施行された特定地域における一般乗用旅客運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行によりまして、今の段階では車両の総量規制があり、その法律によりまして増車が難しいという状況であります。

それで、今、町として期待しているのは、地方分権一括法によりまして2015年4月から施行予定となっておりますが、これによりまして、自家用車で高齢者、弱者等の方を有料送迎する移動サービス事業者の登録審査をする場合、この審査を市町村に委ねる。今までは国交省運輸主局で審査をやっていたわけですが、住民に身近な市町村が審査をすることで、その地域に合ったニーズや課題に対応しやすくなるということだそうです。

ただ、まだ内容を精査しておりませんので、例えば制限が設けられてNPO法人でなければだめですとか、そういう限定もされるということも考えなければならないので、ただ、今度審査をするのは市町村に委ねるということですので、その中で住民の足

としてどのようなことができるか考えていきたいと思えます。

それと、先ほど言った総量規制、これの問題もありますので、守谷議員おっしゃるように、2台のところ3台にふやせば、それは便利になりますけれども、今の措置法では1台ふやすことはできないという現状でございます。

○議長（井原正光君） 守谷議員。

○5番（守谷貞明君） 町長の答弁でよくわかりました。町も考えていないことではないと。

それと、新しい条例ができれば、民間でボランティアが自家用車を使ってできるようになる可能性が非常に高くなったということで、その暁にはぜひ当町でも町がある程度インシアチブをとって、そういう民間団体をうまく活用して交通弱者の足の確保、アクセス向上に努めていただければ大変ありがたいと思っております。ぜひ利根町のアクセス、これはさっきも言いましたけれども、平成19年来、ずっとアンケートを見ていると、みんなアクセスに問題がある、だから住みにくい。

この住みにくい、住みやすい、ほかに住みたいという原因がみんな交通問題なのです。それ以外にも雇用だとか、ほかにもあると思えますよ。でも一番大きな理由が交通問題だということなので、そこをよく考えていただいて、今、町長は、前向きな答弁をいただいたのでありがたいと思っておりますが、ぜひ利根町に住みたいという人が70%以上あるような町に、アクセス問題も解決しながら、ぜひやっていただきたいと思えます。これは私の要望で、質問ではありません。

以上で質問を終わります。

○議長（井原正光君） 守谷議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす6月7日から6月8日までの2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月7日から6月8日までの2日間は、議案調査のため休会とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回6月9日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午後3時01分散会